

財 関 第 1501 号  
平成 28 年 12 月 9 日

( 各 ) 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 梶 川 幹 夫

### 北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について

平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されており、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締りを実施してきたところである。

また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。

更に、本年 9 月 9 日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、12 月 9 日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、本日より実施されたところである。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 28 年 3 月 11 日財関第 317 号）は、廃止する。

### 記

#### 1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止

北朝鮮籍の全ての船舶の入港禁止措置の潜脱がなされないよう、税関においては、引き続き、入港する全ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを

船舶国籍証書等により確認すること。

## 2. 北朝鮮からの輸入禁止

北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止措置が実施されているところである。人道目的等に該当するものを除き、当該輸入は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省等の関係官庁と緊密に連携し、当該輸入禁止措置の実効性を確保すること。

更に、第三国を経由した北朝鮮製品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。

## 3. 貴金属又は支払手段等の輸入許可事務における留意事項

税関における貴金属の輸入（携帯又は別送して輸入する場合を除く。）又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸入許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成 18 年 11 月 14 日財国第 3363 号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成 21 年 7 月 7 日財国第 2466 号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

また、貴金属又は支払手段等の輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を原産地又は船積地域とする貴金属又は支払手段等の輸入申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

## 4. 我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止とする措置における留意事項

「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者」等として我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を禁止する措置が実施されたことから、輸入貨物又は国際郵便物に係る税関の検査において、当該輸入貨物又は当該国際郵便物の中から現金等の支払手段等を発見した場合は、支払の受領の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。

## 5. 厳格な法執行

北朝鮮からの輸入禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を經由した北朝鮮からの迂回輸入の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。

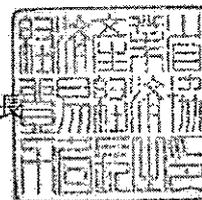
経済産業省

20150318貿局第4号

平成27年4月3日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長



北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

上記の件について、別紙のとおり施行されることになるため、税関においても本改正等の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしく願いいたします。

政令第七十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1.2 附則            (略)</p> <p>3 平成二十九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三〇まで、三二、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。</p>	<p>1.2 附則            (略)</p> <p>3 平成二十七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三〇まで、三二、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。</p>

○経済産業省告示第八十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣 宮沢 洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が  
 変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一부를改正する件（平成二十一年経済産業省告示第二百三号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>附則 この告示による改正後の第二号の規定は、平成二十九年四月十 三日限り、その効力を失う。</p>
現 行	<p>附則 この告示による改正後の第二号の規定は、平成二十七年四月十 三日限り、その効力を失う。</p>

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣 宮沢 洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（平成二十一年経済産業省告示第二百四号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                  この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成二十九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則                  この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成二十七年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

○経済産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣 宮沢 洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。



○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣 宮沢 洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

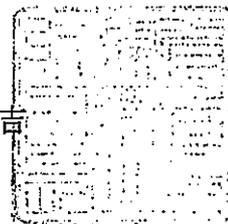
○輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（平成十八年経済産業省告示第三百九号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則                      この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年四月十三日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則                      この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年四月十三日限り、その効力を失う。</p>

財 国 第 8 8 8 号  
平成 2 8 年 3 月 1 1 日

関税局長 佐川 宣寿 殿

国際局長 門間 大吉



外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る貴金属及び  
支払手段等の輸出入規制について

1. 北朝鮮を仕向地とする貴金属の輸出については、「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 19 条第 2 項に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件」（平成 18 年財務省告示第 443 号）により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。  
また、居住者又は非居住者による支払手段又は証券の輸出又は輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動（以下「北朝鮮の核関連計画等」という。）に寄与する目的で行われるものに関しては、「外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件」（平成 21 年財務省告示第 225 号）により、財務大臣の許可を受ける義務を課しているところである。
2. 平成 28 年 3 月 3 日、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）において、北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止を求める安保理決議第 2270 号が採択され、同決議においては、北朝鮮からの金の調達の禁止を求めるとともに、規制対象とされる北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われる資金の移転に金が含まれることが明記された。  
これを受けて、「外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件」の一部を改正し、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貴金属の輸入を財務大臣の許可制とする等の所要の措置を講じることとし、平成 28 年 3 月 11 日より実施することとした。

3. 税関においては、安保理決議及び外為法の規制の趣旨を踏まえ、国際局と連携の上、以下のとおり対応願いたい。

(1) 貴金属又は支払手段等の輸出入に係る措置

- イ 北朝鮮を仕向地又は原産地若しくは船積地域(以下「仕向地等」という。)とする貴金属(外為法第6条第10号に規定する貴金属をいう。)又は支払手段(同条第7号に規定する支払手段をいう。)若しくは証券(同条第11号に規定する証券をいう。)(以下「支払手段等」という。)の輸出入に関して、「外国為替令」(昭和55年政令第260号)第8条第1項又は第2項に基づく財務大臣の許可の申請があった場合には、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」(平成18年11月14日財国第3363号)及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」(平成21年7月7日財国第2466号)に基づき、適切に処理すること。
- ロ 北朝鮮を仕向地等とする輸出入及び第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入がなされることのないよう、中国等の周辺国を仕向地等とする貴金属若しくは支払手段等の輸出入申告があった場合又は税関の検査において貴金属若しくは支払手段等を発見した場合は、過去の輸出入実績等を勘案しつつ、輸出入者に対して、当該輸出入が北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に確認すること。
- ハ 旅客から貴金属若しくは支払手段等に係る携帯輸出入届出が提出された場合又は税関の旅客への携帯品検査において貴金属若しくは支払手段等を発見した場合は、当該旅客の渡航先・渡航目的等を勘案しつつ、旅客に対して、当該輸出入が北朝鮮の核関連計画等に寄与する目的で行われるものであるか否かを厳正に確認すること。また、届出書が提出された場合には、確認した内容を届出書の欄外に記載すること。

(2) その他

本通達に従って対応することが困難な事案が発生した場合には、個別に国際局と協議及び調整すること。

財国第4165号  
平成28年12月9日

関税局長 梶川 幹夫 殿

国際局長 武内 良樹

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成28年12月9日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として我が国が指定する団体及び個人に対する資産凍結等の措置を講ずるとともに、当該団体及び個人並びに北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者及び北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者としてこれまでに我が国が指定した団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止することが決定されました。

これを受けて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成10年3月大蔵省告示第97号）を改正し、平成28年12月9日より施行することとしました。

上記措置に関し、今般、総務省に対して別添事務連絡を送付しましたのでお知らせします。

つきましては、税関においても、国際局と連携のうえ、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

【資料】

- 総務省に対する事務連絡

平成 28 年 12 月 9 日

総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課国際企画室長  
中山裕司 殿

財務省国際局調査課  
外国為替室長 福島 俊



外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について

標記について、平成 28 年 12 月 9 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として我が国が指定する団体及び個人に対する資産凍結等の措置を講ずるとともに、当該団体及び個人並びに北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者及び北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者としてこれまでに我が国が指定した団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止することが決定されました。

これを受けて、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条に基づく財務省告示「外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件」（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 97 号）を改正し、平成 28 年 12 月 9 日より施行することとしました。

つきましては、貴省が監督する日本郵便株式会社において、上記の閣議了解及び改正告示の趣旨を踏まえ、税関に協力し、適切な対応が行われますようお願いいたします。

【参考資料】

1. 平成 28 年 12 月 9 日閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」
2. 外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件

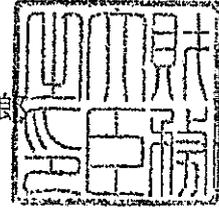
外総第15363号

平成28年12月 日

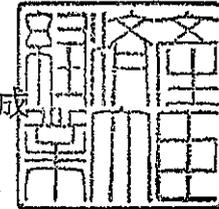
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 岸田文雄

財務大臣 麻生太郎



経済産業大臣 世耕弘成



外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について

標記について、別紙のとおり閣議の了解を求めます。

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について

〔平成28年12月9日〕  
閣議了解案

政府は、平成28年9月9日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として我が国が指定する団体及び個人（別添）に対する資産凍結等の措置を講ずるとともに、当該団体及び個人並びに北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者及び北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者としてこれまでに我が国が指定した団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止することとする。

(別添) 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として我が国が指定する団体及び個人

1. 団体

(1) ダンドン・ホンシャン・インダストリアル・デベロップメント・カンパニー・リミテッド

Dandong Hongxiang Industrial Development Company Limited

(2) イー・ケー・オー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー

EKO Development and Investment Company

(3) ヘジン・シップ・マネジメント・カンパニー・リミテッド

Haejin Ship Management Company Limited

(4) ピョンジン・シップ・マネジメント・カンパニー・リミテッド

Pyongjin Ship Management Company Limited

(5) セナット・ SHIPPING・リミテッド

Senat Shipping Limited

(6) ヨンジン・シップ・マネジメント・カンパニー・リミテッド

Yongjin Ship Management Company Limited

2. 個人

(1) ホン・ジンホァー

Hong Jinhua

(2) ファン・スマン

Hwang Su Man

(3) キム・グァンヒョク

Kim Kwang Hyok

(4) キム・ギョンナム

Kim Kyong Nam

(5) ライ・レオナルド

Lai Leonard

(6) ルオ・チュワンシュー

Luo Chuanxu

(7) マ・シャオホン

Ma Xiaohong

(8) リ・チョン Chol

Ri Chong Chol

(9) チョウ・ジャンシュー

Zhou Jianshu

○ 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>一 法第十六条第一項の規定に基づくもの イ〜ハ（略）</p> <p>ト 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に對するもの。ただし、次に掲げる支払を除く。</p> <p>(1) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金に係る支払</p> <p>(2) 万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する、万国郵便条約及びその施行規則に規定する補償金に係る支払</p> <p>(3) 厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付に係る支払、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく給付に係る支払、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）に基づく保険給付に係る支払 その他これらに類する給付に係る支払</p>	<p>一（同上） イ〜ハ（同上） （新設）</p>

(4) 北朝鮮に滞在する居住者がその滞中に伴い通常必要とする支払  
(5) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であつて、  
次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）

(i) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの

(ii) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの

(iii) (i)及び(ii)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

トクレ (略)

二 (略)

トクレ (同上)

二 (同上)